平成２２年（フ）第１５号
愛媛県大洲市徳森2321番地88　ＣＯＵＲＴ　ＩＮ　雅103号
破産者　中村　寅彰
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第２４号
愛媛県宇和島市元結掛２丁目５番30号　新田アパート102号室
破産者　清水　健二
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第２６号
愛媛県宇和島市宮下甲887番地３、住民票上の住所愛媛県八幡浜市日土町５番耕地518番地
破産者　新田　陽一
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１５１号
佐賀県唐津市鏡4728番地１　パインウェーブハウスⅡＤ―102号、前住所佐賀県唐津市鏡109番地８
破産者　山下　和彦
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１０８３号
熊本市下硯川町1650番地　グリーンヒル坂本101号
破産者　舛田栄次郎
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４１号
熊本県八代市日奈久東町203番地２
破産者　谷川千鶴子
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第５９８号
宮崎市恒久１丁目７番地８　第１塚田アパート101号
破産者　桂木　栄一
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６１１号
宮崎市大塚町弥堂ノ窪5432番地５
破産者　内海　一平
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６５５号
宮崎市大字小松1394番地３
破産者　木村　繁夫
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７１０号
宮崎市月見ケ丘７丁目６番１号　ペパーミントハウス101号
破産者　大平かおり
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７３２号
宮崎県児湯郡木城町大字椎木2262番地１
破産者　稲田　一実
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７３３号
宮崎県児湯郡木城町大字椎木2262番地１
破産者　稲田多恵子
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２号
宮崎市橘通東１丁目８番１号　リアル橘通ビル307号、前住所宮崎市吉村町堂ノ後甲2663番地１　コーポ日広302号
破産者　宮原　珠希
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３号
宮崎市田野町乙4397番地２
破産者　野中　一雄
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４号
鹿児島県姶良市脇元1621番地１　コーポ武112号、申立時の住所鹿児島県姶良郡姶良町脇元1621番地１　コーポ武112号
破産者　鮫島庄一郎
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
鹿児島県霧島市国分郡田667番地
破産者　野元　　優
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
鹿児島県霧島市国分郡田667番地
破産者　野元千枝美
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

更生計画認可

平成２１年（ミ）第２１号
東京都港区港南１丁目６番31号
更生会社　アシストテクノロジーズジャパン株式会社
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を満たしている。
4　更生計画の要旨
第１章　定義（略）
第２章　更生計画立案までの経緯（略）
第３章　更生計画案の基本方針
第１節　更生計画案作成の基本方針（以下別表略）
管財人は、前述のとおり、平成21年６月12日に、ＡＪＨ管財人渡邉光誠及び村田機械との間で本件事業譲渡契約を締結し、同年８月６日に更生会社の全事業を更生計画外でムラテックオートメーションに譲渡した。
したがって、本更生計画においては、本件事業譲渡代金を中心とする弁済原資をもって更生債権者等へ弁済すること及び更生会社を清算することを基本方針とする。
第２節　更生債権者等に対する弁済の基本方針
第１　弁済原資
前述のとおり、ムラテックオートメーションに更生会社の全事業を譲渡することにより、更生会社は、最終的に本件事業譲渡代金として約78億4000万円を得ており、これが本更生計画における主たる弁済原資となる。この他、清算により生じた回収・換価金も弁済原資となる。
第２　弁済方法の骨子
１　一括弁済方式
弁済方法の骨子は以下のとおりである。
⑴　確定した更生担保権については、その全額を一括弁済日に弁済する。
⑵　確定した優先的更生債権のうち、租税等の請求権については、徴収権者の同意を得る等して延滞金等の免除を受け、残額を一括弁済日に納付する。
⑶　確定した優先的更生債権のうち、元本等労働債権については、その全額を一括弁済日に弁済する。
⑷　確定した一般更生債権については、元本等更生債権に以下の割合を乗じた額を一括弁済日に弁済する。

債権額	弁済率
100万円までの部分	100%
100万円を超える部分	20%

２　追加弁済
追加弁済日時点で更生会社に存在する現預金から清算費用見積額を控除した額について、弁済対象となる更生債権者間で元本等更生債権の額から一括弁済額を控除した額で按分した額を、追加弁済日に弁済する。